

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 4 年 4 月 18 日）

府省名	環境省
対象事業名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続のオンライン化

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
43819	狩猟者登録の申請	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	65,153 件以上 (集計中の都道府県があるため)	12 件	0 %	50%	令和 13 年度 (10 年間)
44322	狩猟の結果報告	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	56,198 件以上 (集計中の都道府県があるため)	0 件	0 %	50%	令和 13 年度 (10 年間)

43822	鳥獣捕獲許可申請	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	31,743件以上 (集計中の都道府県があるため)	0件	0%	50%	令和13年度(10年間)
43814	捕獲等又は採取等の結果の報告	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	20,816件以上 (集計中の都道府県があるため)	0件	0%	50%	令和13年度(10年間)

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

- ・ 狩猟者登録の申請：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 56 条に基づき、狩猟をしようとする都道府県に申請するもの。
- ・ 狩猟の結果報告：法第 66 条に基づき、狩猟の結果（鳥獣の捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別の員数）を都道府県に報告するもの。
- ・ 鳥獣捕獲許可申請：法第 9 条第 2 項に基づき、捕獲等又は採取等の許可を国又は地方自治体に申請するもの。
- ・ 捕獲等又は採取等の結果の報告：法第 9 条第 13 項に基づき、捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）の結果（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場所、その捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要）を国又は地方自治体に報告するもの。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

- ・ 狩猟者登録の申請：1 都道府県がオンラインによる受付を実施
- ・ 狩猟の結果報告：1 都道府県がオンラインによる受付を実施
- ・ 鳥獣捕獲許可申請：16 都道府県がオンラインによる受付を実施
- ・ 捕獲等又は採取等の結果の報告：4 都道府県がオンラインによる受付を実施

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 狩猟者登録の申請・ 狩猟の結果報告・ 鳥獣捕獲許可申請・ 捕獲等又は採取等の結果の報告
各手続の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 狩猟者登録の申請：狩猟者登録を受けようとする者は、都道府県が指定する様式により紙媒体で申請しているが、一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請受付を試行している。・ 狩猟の結果報告：狩猟者登録を受けた者は、その狩猟者登録の有効期間が満了したとき、都道府県に紙媒体で狩猟の結果を報告している。・ 鳥獣捕獲許可申請：捕獲許可を受けようとする者は、国又は地方公共団体が指定する様式により紙媒体で申請しているが、一部の地方公共団体では、電子メールでの受付を可能としている。・ 捕獲等又は採取等の結果の報告：捕獲許可を受けた者は、その許可の有効期間が満了したとき、国又は地方公共団体に紙媒体で捕獲の結果を報告している。

	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者登録の申請：57,174 件以上（集計中の都道府県を含む）、オンライン利用率：1%以下 ・ 狩猟の結果報告：48,327 件以上（集計中の都道府県を含む）：オンライン利用率：0% ・ 鳥獣捕獲許可申請：40,396 件以上（集計中の都道府県を含む）、オンライン利用率：1%以下 ・ 捕獲等又は採取等の結果の報告：43,288 件以上（集計中の都道府県を含む）、オンライン利用率：0%
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン利用率 50%（狩猟者登録の申請、狩猟の結果報告、鳥獣捕獲許可申請、捕獲等又は採取等の結果の報告）
<p>（主要な手 続について</p>	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和13年度（10年間）

目標設定)※
調査中の場
合でも想定
目標値を記
載

【目標・期間設定の考え方】

- ・ 環境省では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成30年6月18日環境省情報管理委員会決定）に基づき、令和7年度までに原則として全ての行政手続をオンライン化することを目的として、オンライン共通申請基盤システム（通称：eMOE）の構築を予定している。
- ・ 法に基づく手続についても、今後 eMOE への移行に向けた検討を進めることとしていることから、eMOE への移行を前提に、移行後一定の期間を経た令和13年度を目標達成期限とするとともに、60歳未満の約8割、60歳以上の約3割がオンライン申請を行うことを想定し、オンライン利用率の目標を50%とする。
- ・ なお、狩猟者や捕獲者には高齢者が多いほか、手数料に係る収入証紙や医師の診断書等、オンラインでの提出が困難な書類があることなど、オンライン化に当たっての課題が多いため、デジタル庁を始め、関係府省と連携・相談しながら目標達成に向けた取組を進めていく。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	医師の診断書など原本の提出を求める書類があり、オンライン化の課題となっている。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年度までに、原本提出を求めている書類全件についてオンライン化の考え方を整理し、国から都道府県に対して通知等で示す。
		【KPI の定義】 対象手続において原本の提出を求める書類をカウント
	アクション プラン a	【取組内容】 申請手続において原本の提出を求めている書類に関して、オンライン化にあたっての取扱いや提出の仕組みについて検討を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年度～令和5年度
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	<p>対象事業に係る申請手続の対象者は高齢者が多く、オンライン利用率引き上げの課題の一つとなっている。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(参考)狩猟免許交付状況の年代別の割合(平成 29 年度末時点)</td> </tr> <tr> <td>18～19 歳</td> <td>20～29 歳</td> <td>30～39 歳</td> <td>40～49 歳</td> <td>50～59 歳</td> <td>60～69 歳</td> <td>70～79 歳</td> <td>80 歳以上</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>4%</td> <td>8%</td> <td>12%</td> <td>14%</td> <td>36%</td> <td>21%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	(参考)狩猟免許交付状況の年代別の割合(平成 29 年度末時点)								18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上	0%	4%	8%	12%	14%	36%	21%	4%
	(参考)狩猟免許交付状況の年代別の割合(平成 29 年度末時点)																									
	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上																		
	0%	4%	8%	12%	14%	36%	21%	4%																		
	中間 KPI	<p>【目標】令和 4 年度以降、オンライン申請を可能とした都道府県において、年に 1 回以上の広報活動を行うほか、eMOE 等の新しいシステム導入後において、都道府県担当者を対象にした説明会又は研修会を行う。</p> <p>【KPI の定義】広報活動=HP、SNS、チラシ等でのオンライン申請を可能とする広報活動、及び新たなシステム導入後の都道府県担当者を対象とした説明会又は研修会をカウント</p>																								
	アクション プラン a	<p>【取組内容】 都道府県にアンケートを行い、広報活動の実状を調査するとともに、オンライン申請に関する広報の実施を依頼。</p>																								
<p>【取組期限（期間）】令和 4 年度～令和 13 年度</p>																										
アクション プラン b	<p>【取組内容】 国においても、HP 等でオンライン申請が可能であることを周知（狩猟ポータルで都道府県によってはメール申請等を受け付けている旨を記載）</p>																									
	<p>【取組期限（期間）】令和 4 年度～令和 13 年度</p>																									
アクション プラン c	<p>【取組内容】 eMOE 等の新システム導入後において、都道府県担当者を対象とした説明会又は研修会を実施して、新たなシステムの操作方法を周知。</p>																									
	<p>【取組期限（期間）】令和 4 年度～令和 13 年度</p>																									

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

少なくとも年に1度スコアカードの更新を行い、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室のHPで公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

年に1度、都道府県にアンケートを行い、利用者から各都道府県に寄せられた要望や意見を調査する。

7. 基本計画の見直し

eMOE等の新システムの構築状況及び都道府県におけるオンライン化の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画の見直しを図る。